

## 第 73 回岩手県環境影響評価技術審査会

日 時 平成 29 年 11 月 8 日(水) 14:00～

場 所 盛岡劇場・河南公民館 2 階ミニホール

### 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 「岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業計画段階環境配慮書」について  
(資料No.1～資料No.3)

(2) その他

3 閉 会

#### 【配付資料】

資料No.1：岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業に係る環境影響評価手続状況

資料No.2：岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業計画段階環境配慮書に対する意見（一関市・奥州市・住田町）

資料No.3：岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業計画段階環境配慮書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

第73回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部助教	出席
伊藤 歩	岩手大学理工学部准教授	欠席
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・森林整備機構企画部研究企画科企画室長	欠席
齊藤 貢	岩手大学理工学部准教授	出席
佐藤 きよ子	元一関工業高等専門学校教授	欠席
佐藤 久美子	八戸工業高等専門学校准教授	出席
島田 卓哉	国立研究開発法人森林総合研究所東北支所研究グループ長	出席
鈴木 まほろ	岩手県立博物館専門学芸員	出席
高根 昭一	秋田県立大学システム科学技術学部准教授	欠席
鷹 鶯 紅子	有限会社鷹鶯建築設計事務所代表取締役	出席
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	欠席
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部講師	出席
平塚 明	岩手県立大学総合政策学部教授	欠席
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	出席

【事務局】

氏名	職名	備考
小野寺 宏和	環境保全課 総括課長	
藤村 朗	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
佐藤 高久	自然保護課 自然公園担当課長	
菊池 恭志	環境保全課 主任主査	
吉田 拓司	環境保全課 技師	
山岸 孝気	県民くらしの安全課 技師	
池田 享司	資源循環推進課 主査	
千葉 隆一	自然保護課 主任主査	
高橋 香菜子	都市計画課 技師	
福地 千春	建築住宅課 主査	
本山 信一	環境保全課 主査	
熊谷 綾子	環境保全課 主査	

## 岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電所の設置	
事業の規模	出力 72,000kW	
事業の実施区域(予定地)	一関市、住田町	
事業者の名称	エコロジー総合研究所株式会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	平成29年10月 4日
	縦覧期間	平成29年10月 5日～平成29年11月 6日
	住民等の意見書の提出期間	平成29年10月 5日～平成29年11月 6日
	技術審査会の審査	平成29年11月 8日
	知事意見の送付	平成29年 月 日 (期限:平成29年12月 3日) ※60日程度



生 第 08003 号

平成 29 年 11 月 7 日

岩手県環境生活部長 様

一関市長 勝部 修

計画段階環境配慮書に対する意見について（回答）

平成 29 年 10 月 6 日付け環保第 309 号により照会のあったこのことについて、  
下記のとおり回答します。

なお、下記意見とは別に、事業者に対し添付のとおり事務連絡を発出しており  
ますので申し添えます。

記

意見

当該施設は当市所管の環境関連法の規制対象外であるが、騒音・振動等生活環  
境への影響について調査し、必要な対策を講じること。

なお、事業の実施に当たっては、住民説明会等を開催し、住民の理解を得たう  
えで実施されたいこと。



【担当】

市民環境部 生活環境課

TEL : 0191-21-8341 FAX : 0191-21-2101

事 務 連 絡

平成 29 年 11 月 7 日

エコロジー総合研究所株式会社 様

一関市市民環境部生活環境課長

岩手銀河（１）及び（２）ウインドファーム建設事業について

平成 29 年 10 月 6 日付けで岩手県より当市へ意見照会のあった当該事業について、庁内の部局より以下のとおり意見等がありましたので、内容を確認のうえ、必要な手続き等を行ってください。

意見	担当及び連絡先
国際リニアコライダー（ILC）の実験は振動を嫌うことから、当該事業で生じる振動等が ILC の実験に影響することが懸念される。	ILC 推進課 0191-21-2111（内線 8647）
地域森林計画対象森林における伐採については、市への届出が必要である。 地域森林計画対象森林における 1 ha 以上の開発行為については、市又は県への許可申請が必要である。	農地林務課 0191-21-2111（内線 8431）
一関市景観計画区域における景観形成基準について不明な点があるため、協議が必要である。	都市整備課 0191-21-2111（内線 8538）
工事中に遺構・遺物が発見された場合、遺跡発見届の提出及び文化財課との協議が必要である。	教育委員会文化財課 0191-21-2111（内線 231）
市有地に施設を設置する場合（調査のために立ち入る場合を含む）、土地の賃貸借契約若しくは売買契約の締結が必要である。	大東支所地域振興課 0191-72-2111
市有地内の立木の伐採等を行う場合、大東支所産業経済課との協議が必要である。 農地に施設を設置する場合、農業振興地域からの除外及び農地法の転用許可が必要である。	大東支所産業経済課 0191-72-2111（内線 216）

担当：環境・エネルギー係

(0191-21-8341)

奥政第 583 号  
平成 29 年 11 月 2 日

岩手県知事 達増 拓也 様

奥州市長 小沢 昌記

計画段階環境配慮書に対する意見について（回答）

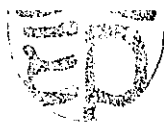
平成 29 年 10 月 6 日付け環保第 306 号で照会のありました本件について、次のとおり意見を提出します。

記

- 1 事業実施想定区域周辺で誘致活動が進められている「国際リニアコライダー（ILC）計画」に関して、ILC の実験は、地盤振動が十分に小さいことが求められる。  
当該風力発電事業で生じる振動等が ILC の実験に影響する可能性がある場合、誘致実現への影響が懸念されることから、ILC の実験への影響が確認できるよう配慮されたい。
- 2 該当場所は奥州市の隣接地で、奥州市景観計画において一般地区の丘陵部田園地区に隣接している。当市の景観計画内にある景観配慮指針において建設予定隣接地は、工作物の新設にあつては「周辺景観、良好な山並みの稜線を妨げない位置及び高さとするよう努めること。」と規定している。建設予定地は当市外ではあるため、本市において特別な規制はないものの眺望点が隣接していることからできるだけ配慮するよう努められたい。また、事業実施に当たっては計画段階において、地域住民への十分な説明と意見交換会を行い、理解を得た後着手していただきたい。
- 3 平泉の文化遺産について、世界遺産は当該遺産の保護を目的としており、その景観については各自治体の景観条例により保護を図っており、緩衝地帯を設定し景観を損なう開発を制限していることから、平泉町もしくは岩手県世界遺産担当課へ照会することが望ましい。



担当  
総務企画部政策企画課企画推進係  
TEL 0197-24-2111 (内線 416)  
FAX 0197-22-2533



29住町生第131号  
平成29年11月2日

岩手県知事 達増 拓也 様

住田町長 神田 謙一

計画段階環境配慮書に対する意見について（回答）

平成29年10月6日付環保第306号で照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

当町では、恵み豊かな環境を守り育て、美しいふるさとを将来の世代に引き継ぐため環境基本条例とともに、里山の景観の保全と創造に向けたごさっぱり条例を制定し、これに基づき環境に配慮して事業を実施しております。

つきましては、本町において当該事業を実施する際には、上記の環境基本条例及びごさっぱり条例を遵守することと、その実施区域が、他の事業区域と重複する計画であることから、それによる環境への影響が懸念されることも併せて、事業者へのご指導をよろしく申し上げます。



担当

住田町町民生活課

TEL : 0192-46-2113

FAX : 0192-46-2489



環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第8条—第11条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第12条—第26条）

第4章 環境審議会（第27条—第34条）

附則

私たちのまち住田は、気仙川の豊かで清らかな水と緑の山々がおりなす恵まれた環境の中で、文化を創造し生命を育んできた。

しかし、私たちは、産業の発展と科学技術の進展などにより、生活の利便性を求め続ける中で、この豊かな環境に対し少なからず負荷を与え始めている。

その結果、身近な自然環境やうるおいのある生活環境が失われつつあると同時に、地域の生態系や地球規模の環境にまでも大きな影響を与えるに至っている。

恵み豊かな環境は、住田にとって先人たちから大切に受け継いできた何物にも代えることのできない宝であり、私たちは、これを守り育て、美しいふるさとを将来の世代に引き継いでいく責任と義務を負っている。

このため、私たちは、私たち自身も自然生態系の一員であることを自覚し、先人たちが生活と一体となって環境を維持してきた歴史やその知恵を学びながら、人と自然とが共生できるまちを築き上げていかなければならない。

このような認識の下に、ふるさと住田の恵み豊かな環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念並びに町民、事業者、町の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生じることを用いる。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に承継していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の積極的な参加及び連携により行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、あらゆる活動において自主的かつ積極的に行われなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者はその事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

第6条 町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(一時滞在者の協力)

第7条 旅行者その他本町に一時滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、町民、事業者及び町が行う環境保全活動に協力するものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 町は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 町民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいを図ること。
- (3) 潤いと安らぎをもたらす環境を保全すること。
- (4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等の推進を図ること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、住田町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、住田町環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第10条 町長は、毎年、環境の状況、町が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第11条 町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めるものとする。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定に当たっての配慮等)

第12条 町は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

(誘導的措置)

第13条 町は、町民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための必要な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第14条 町は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため必要と認めるときは、事業者等と公害防止及び環境保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第15条 町は、下水道等の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための施設の整備を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(恵まれた生活環境の確保等)

第17条 町は、生物の多様性等の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第18条 町は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を確保するため、良好な景観の形成及び歴史的又は文化的遺産の保全に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第19条 町は、関係機関等と協力して、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第20条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 町は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第22条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第23条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 町は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第26条 町は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第27条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、住田町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的な事項

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利害関係者の出席)

第32条 審議会が必要があると認めるときは、利害関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

## ○こざっぱり条例

平成29年6月16日条例第2号

### こざっぱり条例

#### 前文

住田町は、豊かな緑の山々とその麓にあるのどかな田園及び清らかな気仙川により、四季折々の表情を持った美しい里山の景観を有している。

私たちは、人々に安らぎや快適さをもたらすこの里山の景観を、前世代から引き継がれた貴重な財産であるとの認識に立ち、協働の姿勢で守り育て、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、ふるさと住田の美しい里山の景観の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

#### (目的)

**第1条** この条例は、本町における里山の景観保全について、基本理念を定め、町並びに町民及び事業者（以下「町民等」という。）の責務を明らかにするとともに必要な事項を定め、もって美しい里山の景観を未来に継承し、こざっぱりとしたまちづくりの実現に資することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こざっぱり 清潔感にあふれ、見るものに安らぎや快適さをもたらす様をいう。
- (2) 里山 町民の生活に身近な樹林地とその周辺の農地、草地、水辺などで、人々の生活や農林業などと密接な関わりがあり、古くから地域住民が慣れ親しんできたと認められる地域をいう。

#### (基本理念)

**第3条** 町及び町民等は、里山の景観が前世代から引き継がれた貴重な財産であることを認識し、協働の姿勢で守り育て、将来の世代に引き継いでいくことを基本理念とし、次に掲げる指針に従い、その保全に努めなければならない。

- (1) 里山の置かれた自然環境や社会的状況に配慮した保全を図ること。
- (2) 責務を明確にして、それぞれの立場から積極的に里山の景観保全に向けた活動を行うこと。
- (3) 里山の景観保全に向けた活動と理念を持続させるための人材を育成すること。

#### (町の責務)

**第4条** 町は、前条に定める基本理念にのっとり、里山の景観保全に向けた施策を策定し、これを

実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、里山の状態、土地の所有及び利用の状況についての調査その他必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。
- 3 町は、第1項の施策の策定及び実施にあたっては、土地所有者の権利を不当に制限することのないよう配慮するとともに、当該施策を町民等に周知するよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、自らが良好な里山の景観づくりの主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する施策に協力し、共にその推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動の実施にあたっては、良好な里山の景観づくりの妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。

- 2 事業者は、町が実施する施策に協力し、共にその推進に努めなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



岩手銀河（１）及び（２）ウインドファーム建設事業計画段階環境配慮書に対する  
委員からの事前質問・意見及び事業者回答

【１】

《配慮書》 全体

市町村等の関係機関、団体から意見等を十分に把握し、環境保全、自然保護の観点から支障のないように対応いただきたい。

なお、自然保護に関しては、野生動植物の専門家からも意見聴取していただきたい。

（県南広域振興局保健福祉環境部、一関保健福祉環境センター）

【回答】

ご指摘の通り引き続き対応してまいります。

【２】

《配慮書》 p2-2～8(p3～9)

本事業は、最大出力 72,000kW をウインドファーム（１）（44,000kW）と（２）（28,000kW）の合計で計画している。

（１）と（２）を離れた箇所に設定しており、今後の予測・評価でどちらか１箇所での設置となった場合は、最大出力 72,000kW で計画し直すのか、それとも（１）あるいは（２）それぞれの予定出力を最大出力とするのか現時点での考えを教えてください。（齊藤 貢委員）

【回答】

現段階では最大出力 72,000kW の範囲で検討してまいりたいと考えます。

ただ、ウインドファーム（１）あるいは（２）それぞれの事業実施想定区域の中で適正な配置を検討してまいりますので、（１）及び（２）それぞれの最大出力想定を大幅に上回ることはないものと考えます。

【３】

《配慮書》 p2-3～4, p3-134 など（p4～5, p155 など）

主要な既存道路から事業実施想定区域までのルートが、どこにも記載されていないが、既存道路があるのか。

既存道路があっても、拡幅工事等を行うのであれば、その場所も事業実施想定区域に含まれるのではないのかと考えられるが、事業者の見解を伺いたい。（佐藤 久美子委員）

【回答】

ルートにつきましては p. 2-9（10）、p. 2-16（17）にお示しした通りです。ウインドファーム（１）は県道 10 号から、ウインドファーム（２）は県道 10 号または国道 343 号から延びる林道を用います。今のところ拡幅工事の予定はございません。

#### 【4】

##### 《配慮書》 p2-3, p2-9 など (p4, p10 など)

随所に束稲山の記載があるのに、平泉の地名がどこにも見当たらない。2-3(4)頁にあっては、岩手県の全域の地図に平泉が隠されている。

2-9(10)頁にあっては、かなり離れた花巻市の地名が入っているが、平泉の地名は記載されていない。

平泉が世界遺産に登録されてから多くの観光客が訪れるようになった。又、平泉にとどまらず近隣や三陸海岸の方にまで足を延ばす観光客も多い。

平泉が世界遺産に登録されるまで弛まぬ努力を要した。近隣の世界遺産平泉の存在をどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。

景観は一日にしてならず。そこにあった歴史が積み上げられ今日の景観が形成されていると考える。今回の事業実施想定区域を決めるにあたり、もう少し近隣の歴史を掘り起こし事業の在り方を考えてほしい。  
(鷹嘴 紅子委員)

##### 【回答】

平泉については、ご指摘のとおり世界に誇るべき日本の遺産と認識しております。

景観の面からみた場合、立地予定の風車が視認できるのは直線距離にして10km程度と考えられますが、事業実施予定区域から平泉まで25km程度隔たっており、視認は出来ないと考えます。また、平泉を通る搬入ルートは予定していないことから、本事業によるその他の影響も及ばないものと考えております。

「束稲山」地名の表示につきましては、ベース図として用いた地図に印刷されている地名であり、25万分の1程度の大縮尺の地図で紙面に「束稲山」が表示されますが、本事業との関連を意図したものではありません。

#### 【5】

##### 《配慮書》 p2-9, 2-19~20(p10, 20~21)

図2.3では、蛇山変電所も図中に記載してあるが、この変電所については検討しないのか。検討しているのであれば、2.5の(3)送電線、(4)系統連結地点の文中に記述すべきではないか。

同じく、図2.3では、搬入ルートとして一般国道343号を通るルートも図中に記載してあるが、このルートについては検討しないのか。

検討しているのであれば、2.7の(3)輸送計画の文中に記述すべきではないかと考えられるが、事業者の見解を伺いたい。  
(佐藤 久美子委員)

##### 【回答】

ご指摘のとおり蛇山変電所も系統連結地点の候補として検討しております。方法書に追加記載いたします。

また、ご指摘のとおり搬入ルートの候補として一般国道343号を通るルートも検討しております。方法書に追加記載いたします。

**【6】**

**《配慮書》 p2-18(p19)**

図 2.10 を見ると国際リニアコライダー（ILC）の事業予定地と隣接している。

本書は、基本計画の段階であり実施計画策定に合わせて検討すべき事項の多くが配慮事項となっていないが、今後更に計画を詰めていくうえで、傾斜地での土砂の移動を始め超低周波音並びに共振等による、周辺環境への影響又は後に周辺に計画されることになる施設設置への影響等が懸念される。

県などの ILC の事業推進にあたる部署と情報共有するなど、密に連絡調整を図っていただきたい。  
(一関保健福祉環境センター)

**【回答】**

ご指摘に従い、ILC の関連部署との情報共有を密に図ってまいります。関連部署としては、岩手県政策地域部科学 ILC 推進室、奥州市総務企画部 ILC 推進室、一関市市長公室 ILC 推進課を想定しております。

**【7】**

**《配慮書》 p2-18(p19)**

図 2.10 によると、(仮称)住田ウィンドファーム事業の実施想定区域の中に、岩手銀河(2)ウィンドファームの事業実施想定区域が完全に入っているが、すでに両者間で協議をしたのか、それともこれから協議するのかお教えいただきたい。  
(佐藤 久美子委員)

**【回答】**

(仮称)住田ウィンドファーム事業の事業者との協議は今後必要に応じ実施していく予定です。なお、本事業の事業実施想定区域の地権者との土地の賃借契約は、現在進めております。

**【8】**

**《配慮書》 p3-42(p63)**

土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が、環境省令で定める規模（3,000 m<sup>2</sup>）以上のものに該当する場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、土壤汚染対策法第4条第1項に規定する「一定規模以上の土地の形質の変更届」により、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出ること。  
(環境保全課)

**【回答】**

関係法令に従い適切に対処してまいります。

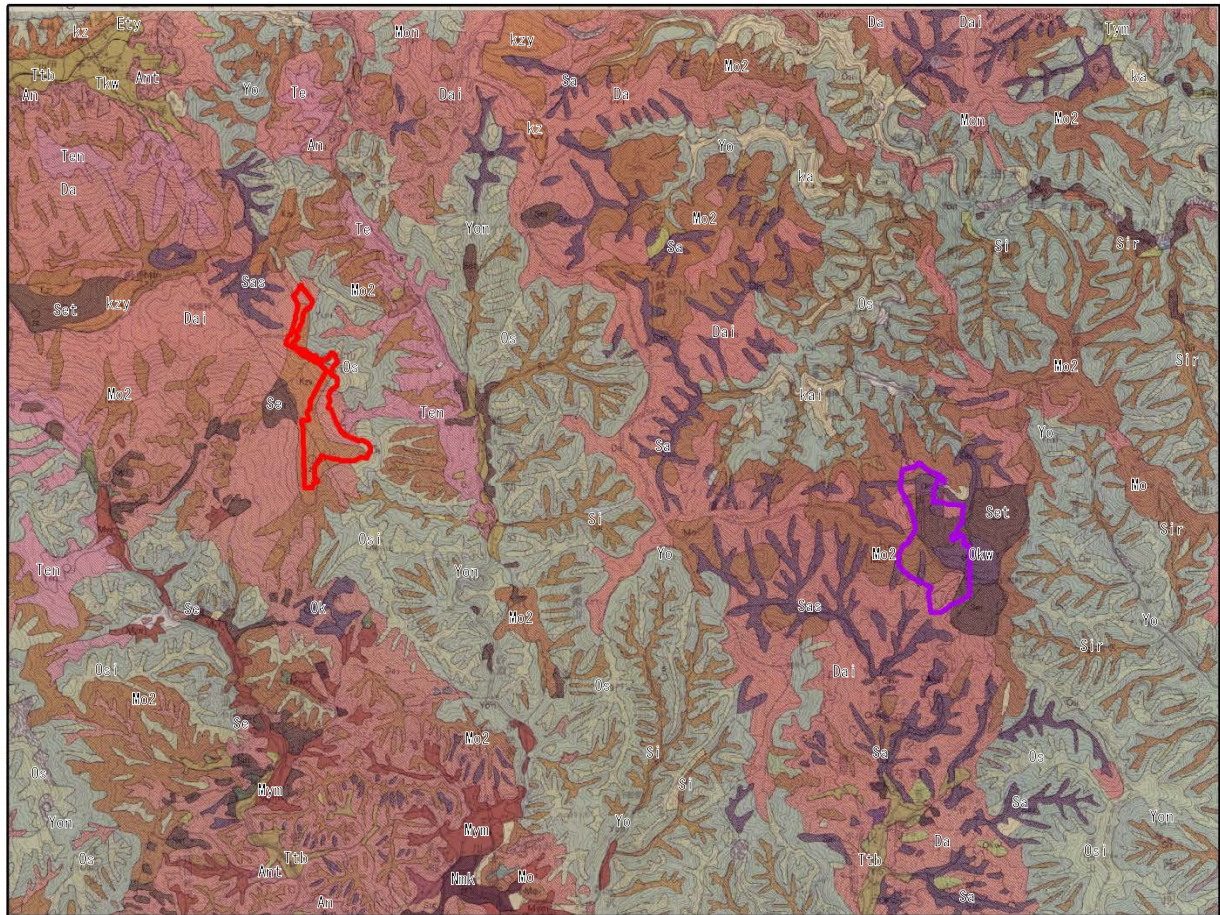
**【9】**

**《配慮書》 p3-43, 3-45, 3-46(p64, 66, 67)**

図 3.28 土壤図、図 3.29 地形分類図、図 3.30 表層地質図は、図及び凡例ともに不鮮明で、字が読み取れないので、鮮明なものを提供いただきたい。  
(鈴木 まほろ委員)

**【回答】**

図の色調などを再調整いたします。なお、調整後の図面を別紙添付いたします。



凡例

0 1 2 3 4 5 km 1:100,000



  岩手銀河(1)ウインド\*ファーム   岩手銀河(2)ウインド\*ファーム

分類基本調査 陸中平原 (地形・表層地質・土じょう) (国土調査 経済企画庁 昭和 48 年)」

図 3.28 土壌図 (【9】の図面)

山地および丘陵地の土壌  
Mountain and Hill land soils

岩石地  
Rocky land

岩石地統  
Rocky land

岩屑性土壌  
Lithosols

上岩山統  
Kamiwayama

厚層黒ボク土壌  
Thick ando soils

笹平統  
Sasa daira

黒ボク土壌  
Ando soil

大尺山統  
Daisyakuyama

物見山統  
Monomiyama

天ヶ森統  
Tengamori

淡色黒ボク土壌  
Light colored ando soils

物見山統  
Monomiyama2

乾性褐色森林土壌  
Brown forest soils (dry)

太志田統  
Osida

湿生褐色森林土壌  
Brown forest soils (wet)

白見山統  
Siramiyama

褐色森林土壌  
Brown forest soils

米内川統  
Yonaigawa

台地および低地の土壌  
Upland and lowland soils

厚層黒ボク土壌  
Thick ando soils

大川統  
Okawa

黒ボク土壌  
Ando soils

曾慶統  
Sokei

姉帯統  
Anetai

粗粒黒ボク土壌  
Ando soils (Coarse textured)

世田米統  
Setamai

多湿黒ボク土壌  
Wet ando soils

沼宮内統  
Numakunai

粗粒多湿黒ボク土壌  
Wet ando soils (Coarse textured)

宮守統  
Miyamori

単色黒ボク土壌  
Light colored ando soils

小島谷統  
Kozuya

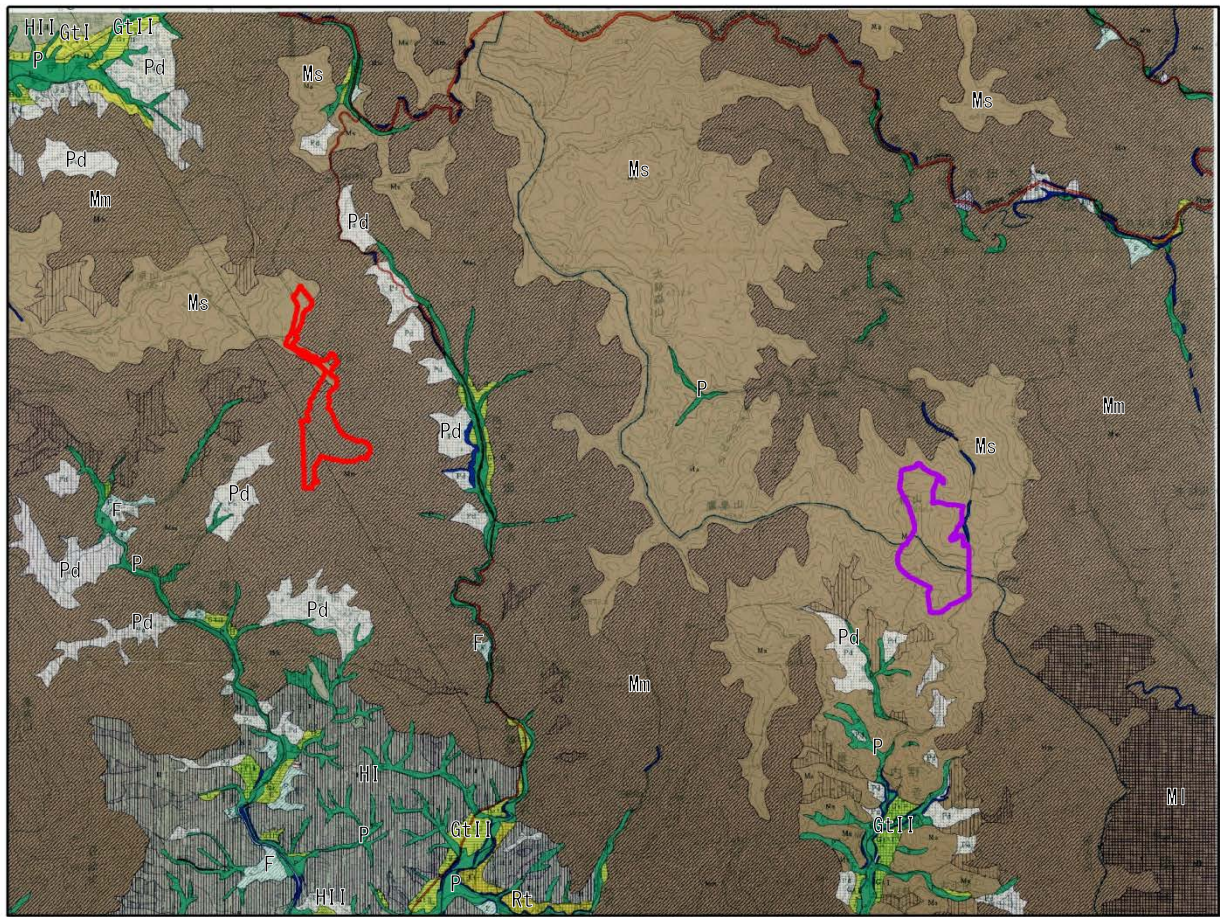
粗粒灰色低地土壌  
Gray Lowland soils (Coarse textured)

江刺田谷統  
Esasitaya

土渕統  
Tutibuti

遠野川原統  
Tonokawahara

豊間根統  
Toyomane



凡例

  岩手銀河(1)ウインドファーム   岩手銀河(2)ウインドファーム

出典：「土地分類基本調査 陸中大原（地形・表層地質・土じょう）（国土調査 経済企画庁 昭和 48 年）」

図 3.29 地形分類図（【9】の図面）

山地 MOUNTAINS

- 大起伏山地（起伏量 400m 以上）  
High relief mountain (relief energy > 400m)
- 中起伏山地（起伏量 400~200m）  
Middle relief mountain (relief energy 400~200m)
- 小起伏山地（起伏量 200m 未満）  
Low relief mountain (relief energy < 200m)
- 山麓地及び他の緩斜面  
Piedmont low land and other gentle slope

丘陵地 HILLY LANDS

- 丘陵地 I（起伏量 200~100m）  
Hilly land I (relief energy 200~100m)
- 丘陵地 II（起伏量 100m 未満）  
Hilly land II (relief energy < 100m)

台地 TABLE LANDS

- 砂礫段丘 I  
Gravelly terrace I
- 砂礫段丘 II  
Gravelly terrace II
- 岩石段丘  
Rocky terrace

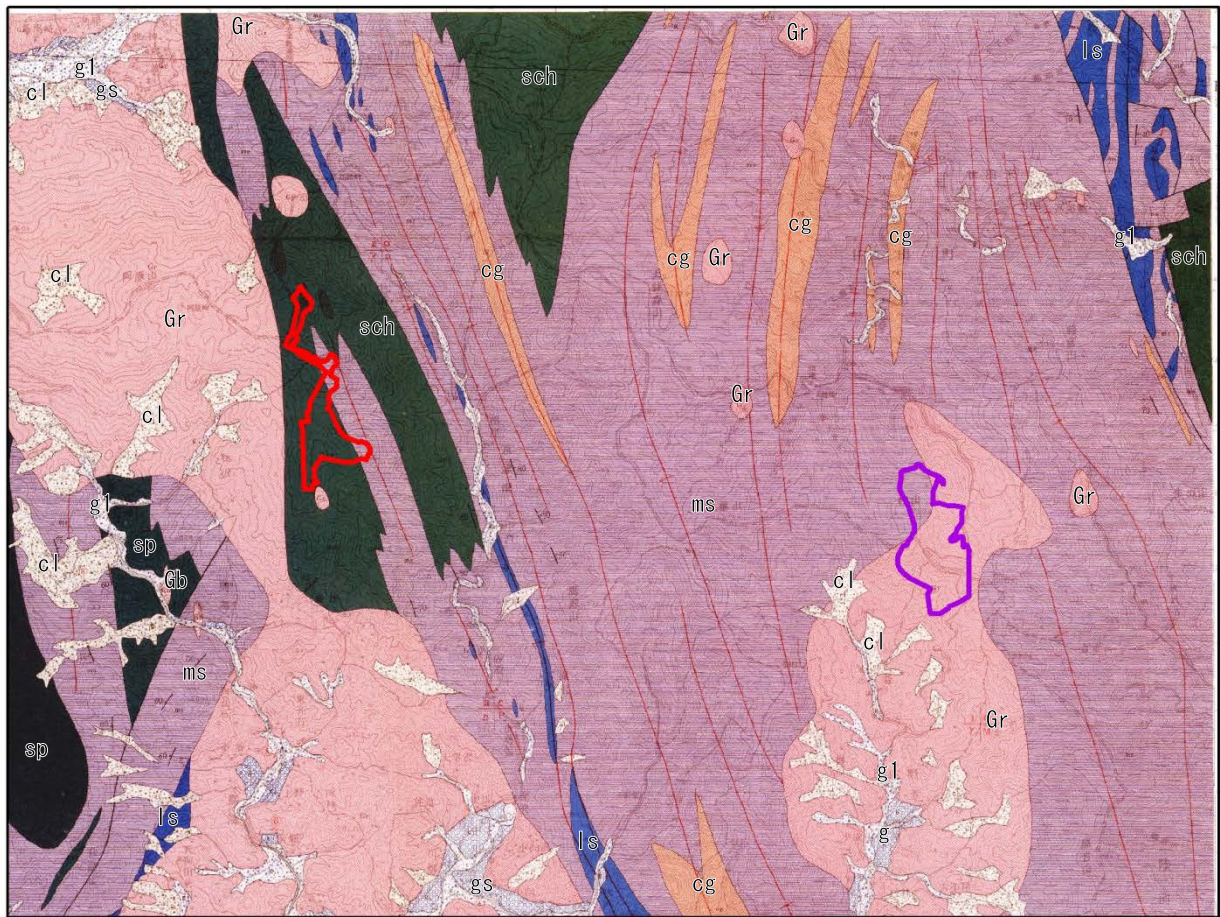
低地 PLAINS

- 扇状地  
Fan
- 崖錐性扇状地  
Talus like fan
- 谷底平野  
Valley plain
- 旧河道  
Former river bed

その他 MISCELLANEOUS

- 人工改變地  
Cut and rolled surface
- 崖  
Cliff
- 遷急点  
Knick point
- 崩壊地形  
Land forms due to slope failure
- 崖錐  
Talus

- 壁岩  
Precipice rock
- 国道
- 県道
- 主要水系流域界
- 1 級河川
- 2 級河川



凡例

  岩手銀河(1)ウインドファーム
   岩手銀河(2)ウインドファーム

出典：「土地分類基本調査 陸中大原（地形・表層地質・土じょう）（国土調査 経済企画庁、昭和 48 年）」

図 3.30 表層地質図（【9】の図面）

未固結堆積物 Unconsolidated Sediments

- gl 砂礫  
Sand and gravel
- cl 碎屑物  
Detritus
- gs 砂礫  
Sand and gravel

固結堆積物 Consolidated Sediments

- ms 泥岩  
Mudstone
- cg 礫岩  
Conglomerate
- ls 石灰岩  
Limestone
- sch 輝緑凝灰岩  
Schalstein

火山性岩石 Volcanic rocks

- Ab1 安山岩質岩石  
Andesitic rocks
- Ab2 安山岩質岩石  
Andesitic rocks

深成岩 Plutonic rocks

- Gr 花崗岩質岩石  
Granitic rocks
- Gb 斑礫岩質岩石  
Gabbroic rocks
- Sp 蛇紋岩質岩石  
Serpentinized rocks

- 岩石の種類の境界  
Boundary of rocks
- 走向・傾斜  
Strike and Dip
- 背斜軸  
Axis of Syncline
- 向斜軸  
Axis of Syncline
- 断層  
Fault
- 柱状図位置  
Site of Columnar section

**【10】**

**《配慮書》 p3-112～114(p133～135)**

表 3.53 に示してあるように、事業実施想定区域周辺には多くの景観資源・眺望点・自然とふれあいの場が存在する。特に景観については、今後の予測・評価をしっかりと行っていただきたい。  
(齊藤 貢委員)

**【回答】**

ご指摘の通り対応してまいります。

**【11】**

**《配慮書》 p3-112～115 (p131～136)**

事業実施想定区域は、岩手県の景観計画区域において一般地域の農山漁村景観地区に指定されており、岩手県景観計画の景観形成基準への適合に努めることが必要です。

また、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出が必要です。

なお、事業実施想定区域が一関市に及ぶ場合には、景観法に基づく届出等について、一関市の景観担当部署に確認願います。  
(都市計画課)

**【回答】**

ご指摘の通り対応してまいります。

現時点では、一関市建設部都市整備課（建築指導係）と協議中です。

**【12】**

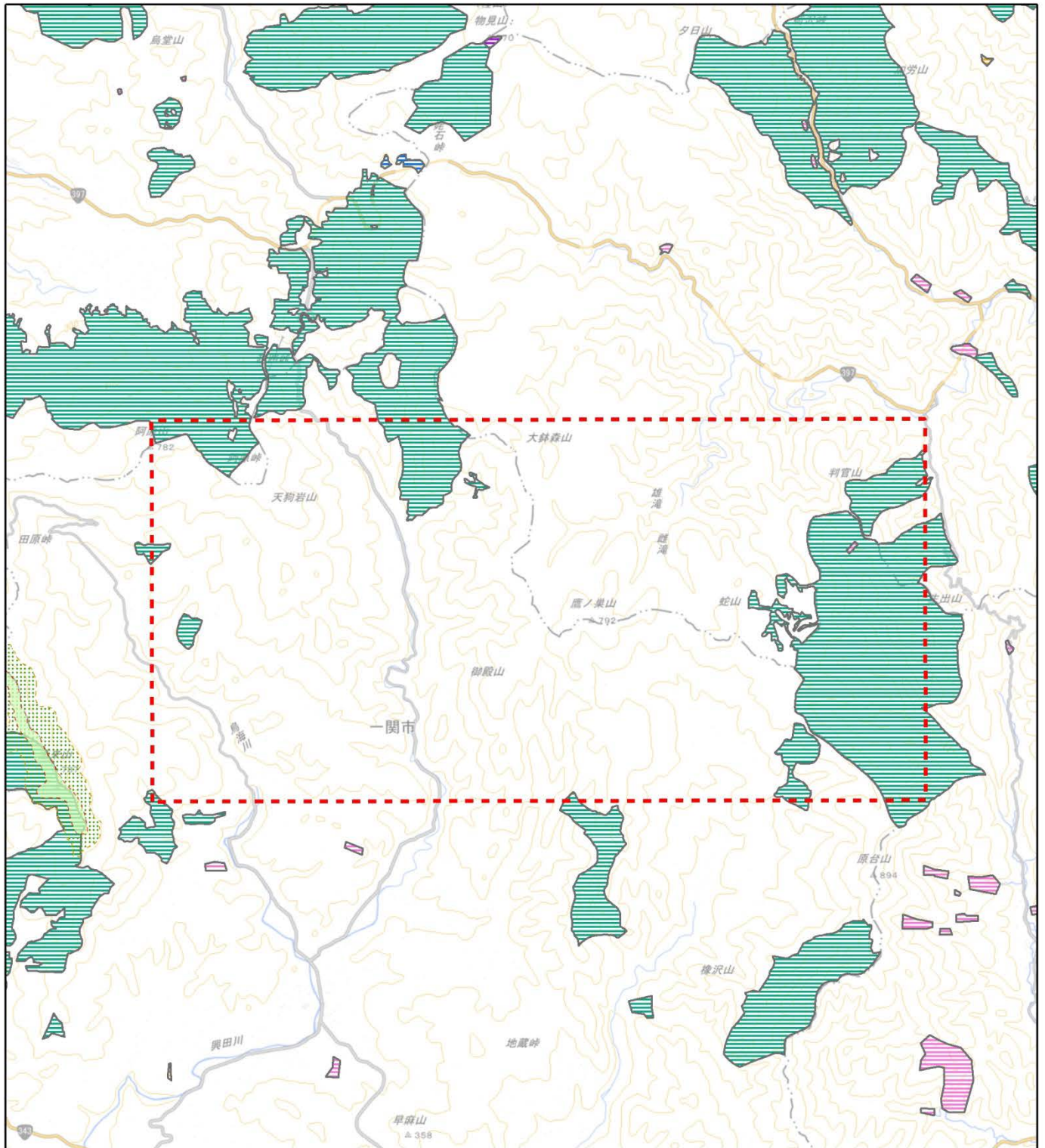
**《配慮書》 p3-141 など(p162 など)**

図 3.58 など配慮書全体を通して図中にも文中にも「保安林」としてあるが、保安林をまとめず、水源かん養保安林や土砂崩壊防備保安林など種類別に分けて表記していただきたい。

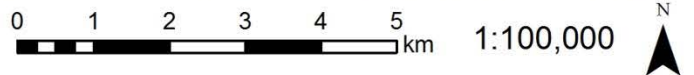
(佐藤 久美子委員)

**【回答】**

保安林を種別に区分いたします。なお区分後の図面を別紙添付いたします。



凡例



検討対象エリア

自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域

特別地区 自然保全地域

森林法に基づく保安林

土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 防風保安林  
土砂流出防備保安林 水源かん養保安林

図 2.6 法令等の制約を受ける場所の分布状況 (【11】の図面)



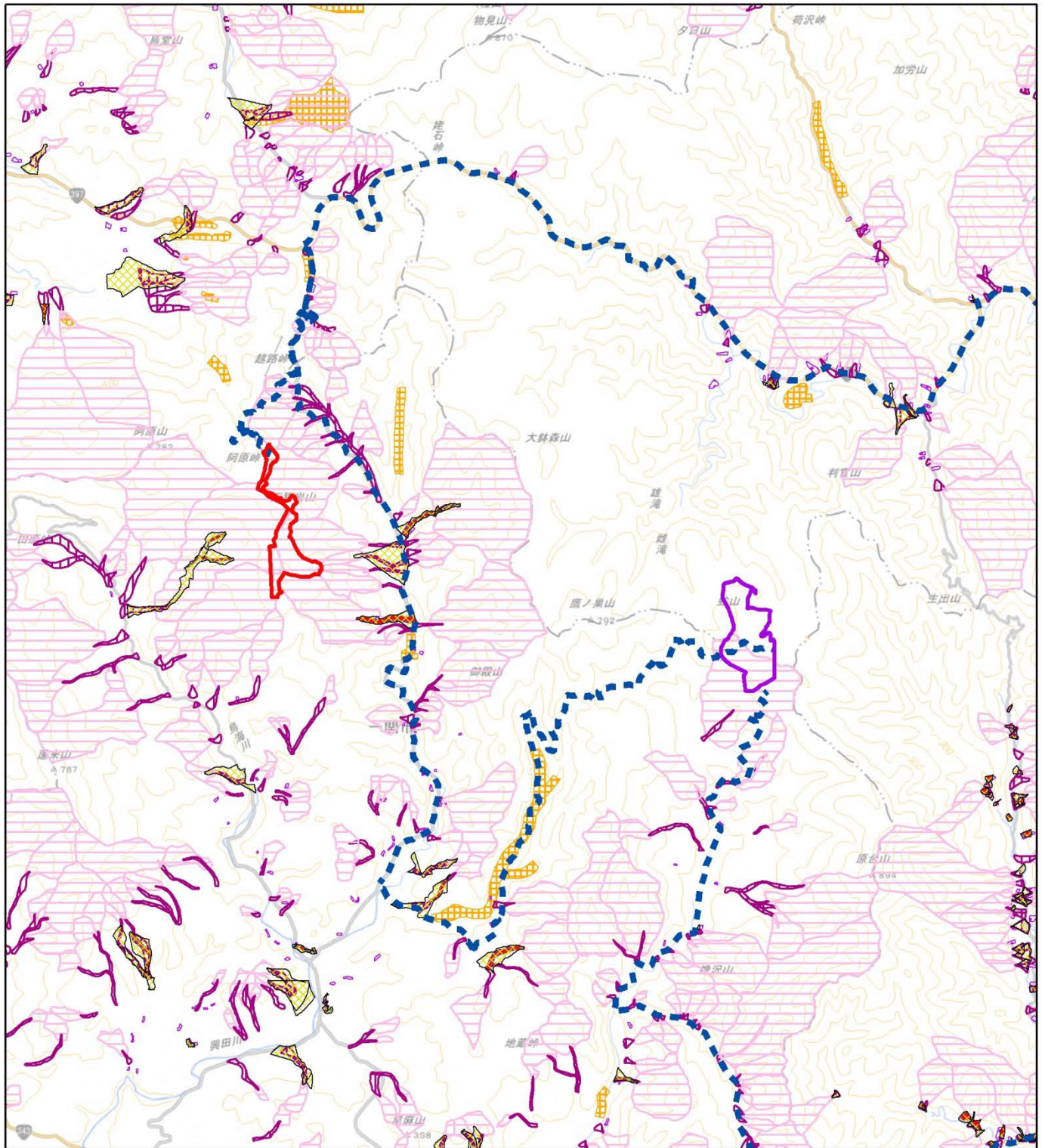
**【13】**

**《配慮書》 p3-149(p170)**

図 3.62 において、主要な既存道路から事業実施想定区域までのルートが記載されていないためはっきりしないが、ルートとなる道路は災害の指定地域を通ることはないのかお教えいただきたい。  
(佐藤 久美子委員)

**【回答】**

事業実施想定区域までのルートの一部は、土石流危険渓流及び砂防指定地を通過します。参考として図 3.62 に搬入ルートを重ねた図面を別紙添付いたします。なお、資材の搬入は土砂災害が発生するような降雨が見込まれる場合は、工事用車両の運行を中止します。



凡例

0 1 2 3 4 5 km 1:100,000












- |   |                 |   |                 |   |            |
|---|-----------------|---|-----------------|---|------------|
|  | 岩手銀河(1)ウインドファーム |  | 岩手銀河(2)ウインドファーム |    | 搬入ルート案     |
|  | 土砂災害警戒区域        |  | 土砂災害特別警戒区域      |   |            |
|  | 土石流危険渓流         |  | 土石流危険区域         |    | 急傾斜地崩壊危険箇所 |
|   |                 |   |                 |  | 砂防指定地      |

図 3.62 災害防止に係る指定地域（【12】の図面）

【14】

《配慮書》 p4-32 (p202)

本地域に生息するイヌワシペアの巣材は今春崩落しており、イヌワシは営巣できなかった。このイヌワシペアの営巣好適地はこの場所にしかないので、今後も巣をこの場所に再構築して繁殖するものと思われる。そのため、本事業に係るイヌワシ調査は、巣が再構築されて繁殖を行う年度まで継続し、繁殖期における行動圏内部構造を把握してから、準備書を作る必要がある。(由井 正敏委員)

【回答】

ご指摘に従い、繁殖期の行動圏内部構造把握が出来るよう、粘り強く調査してまいります。繁殖中と繁殖失敗後ではペアの行動が異なることを念頭に、育雛中の行動と主要な狩場など重要な場所を把握するよう努めます。

なお、地元有識者からの情報によりますと、当該ペアの巣は昨シーズンに一度崩壊した後、再構築し今シーズン繁殖に入りましたが、再び崩壊し失敗に至りました。当該ペアについては平成8年以降ここ20年繁殖に失敗している模様で、今シーズンにつきましては周辺の隣接ペアについても繁殖失敗しているとのことです。

上記の地元有識者からの情報や事業者自身の観察結果から、当該ペアが繁殖に失敗する原因としては

- ①巣の崩落など営巣（地）の脆弱性
- ②メスが老齢個体であるということ
- ③餌料、狩場環境の悪化

等があるものと推察いたします。特に③につきましては、由井ほか（2005）\*にもご指摘されているように、餌動物であるノウサギ・ヤマドリ等の生息環境である落葉広葉樹林と狩場である牧草地の荒廃も関与している可能性があることを念頭に置き、当該ペアの行動と植生との関係についても留意し解析することとします。

\*由井正敏・関山房兵・根本理・小原徳彦・田村剛・青山一郎・荒木直也，2005，北上高地におけるイヌワシ *Aquila chrysaetos* 個体群の繁殖成功率低下と植生変化の関係．日本鳥学会誌，54(2)，67-78.

【15】

《配慮書》 p4-32 (p202)

表 4.22 の中で事業者は代償措置を述べている。アセスの基本は回避、低減であるが、配慮書において回避をしないで最初から代償措置を記載するのは極めて不適切であり、まず事業そのものを見直す必要がある。(由井 正敏委員)

【回答】

回避措置としてまず、イヌワシの主要な行動域と重なっていると判断される鷹巣山周辺について対象から除外いたしました。

次に、事業実施想定区域として選定した岩手銀河(1)・(2)ウインドファーム地区については、調査を実施しイヌワシの行動圏の内部構造を把握した上で、風車の設置位置を決定し、バードストライクのリスクを極力低減する方針です。

その上で、代償措置として、近年本地域のイヌワシの繁殖率の低下を念頭に、風力発電事業の野生動植物との共存、とりわけイヌワシとの共存についても重要な課題にとらえ、棄却した鷹ノ巣山周辺を想定して狩場として整備・維持管理していくことを事業計画に盛り込む方針としました。